国土交通省
近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau
Press release

令和 8 年 10 月 30 日 14 時 00 分
近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名：株式会社中造園
期間：令和 8 年 10 月 30 日から令和 8 年 11 月 29 日まで（1 ヵ月）
範囲：近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社中造園が建設業法の規定により監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

＜取扱い＞ ――――――――――――――――

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

＜問合せ先＞ 国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局
総 務 部 契 約 課 TEL 06-6942-1141（代表）
契 約 課 長 柳原（やなぎはら） 宏明（ひろあき）（内線 2511）
建 設 専 門 官 古原（ふるはら） 悟（さとし）（内線 2512）
総務部経理調達課 TEL 078-391-7576
経 理 調 達 課 長 加藤（かとう） 英明（ひであき）（内線 6310）
経理調達課長補佐 武田（たけだ） 知美（ともみ）（内線 6313）

令　和　8　年　10　月　30　日

近　畿　地　方　整　備　局

株式会社中造園に対する指名停止措置について

1．案件の概要

株式会社中造園は、経営業務管理責任者である者及び、営業所専任技術者である者2名が、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事していた事実が認められた。また、当該工事期間は株式会社中造園での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号及び第2号に違反すると認められた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和8年5月8日付けで奈良県知事から指示処分を受けた。

2．指名停止措置理由

株式会社中造園が建設業法の規定により監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

3．指名停止措置の内容

指　名　停　止　業　者：株式会社中造園

奈良県葛城市西辻352－1

代表取締役　中　邦暁

指名停止措置の範囲　：近畿地方整備局管内

指　名　停　止　期　間：令和8年10月30日から令和8年11月29日まで（1ヶ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第2＞

（建設業法違反行為）
13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。